○会津坂下町保育所保育の実施基準取扱要領 昭和60年2月13日告示第4号

改正

平成10年3月18日告示第9号 平成26年3月27日告示第55号 平成26年10月3日教委告示第5号

会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、保育の実施の統一性を確保するため、別表のとおり「会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準」を示すことを目的とする。

(原則)

- 第2条 本基準は、別表(1)及び(2)をもって、会津坂下町立ばんげ保 育所に入所する優先順位の基準とするものである。
- 2 「会津坂下町立ばんげ保育所調査票」を別紙様式のとおり定め、必要に応じて面接調査、家庭訪問実態調査、事業所調査等の調査を行い、 保育所入所の優先順位を決定する資料とする。
- 3 本基準に基づく保育の実施は、保育の実施決定会議において「会津 坂下町立ばんげ保育所調査票」に基づき審査し、その結果によって町 長の決裁により決定する。

附則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月18日告示第9号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第55号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日教委告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、法の施行の日(第2項において「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行日以後に保育を受ける子どもについて適用する。 附 則 (平成27年12月11日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第1条関係)

会津坂下町立ばんげ保育所保育の実施基準

(1) 基本基準点表

類型	項目	細目			適用	 育施	優先順位
				月160時間以上		8	3
		家	庭	月120時間以上160時間未		7	4
		外外	就	満		1	4
		労労	办L	月80時間以上120時間未		6	5
))		満	日勤・夜勤などの労	U	
				月64時間以上80時間未満	働形態に関わらず、	5	6
				月160時間以上	月の就労時間の実態	7	4
基本	就			月120時間以上160時間未	による	6	5
基準	就	家	庭	満		O	J
(保	が状	外内	就	月80時間以上120時間未		5	6
護	況	労	/J)/L	満		J	0
者)	174))		月64時間以上80時間未満		4	7
				農業従事者(専業)	事業主である場合	6	5
				展米化爭省 (分米)	専従者である場合	5	6
					世帯の生計を維持す		
		そ	の		るために就労してい		
		他	V	求職中	たが失業し、速やか	10	1
		10			に就労することが必		
					要であるもの		

ı	ı	1			
			失業し、求職中であ	4	6
			るもの (上記以外)	1	
			就学中、就職に必要		
		就学等	な技能を取得中又は	8	3
			その予定であるもの	0	J
			等		
			育児休業後に復職予		
			定で入所予定月より	1.0	4
			2カ月以内に復職す	10	1
		復職予定	るもの		
			上記以外の1年以内		
			に復職予定であるも	5	6
			Ø		
			身体障害者手帳1~		
			2級、療育手帳A、		
			精神障害保健福祉手		
		重度障がい	帳1級、又は複数の	9	2
			手帳を合わせて所持		
そ			する者及び同程度と		
の	保 護		判断できるもの		
他	者本		重度障がいに該当し		
の	人の	障がい	ないもの及び同程度	7	4
状	状況		と判断できるもの		
況		III Ž	出産前2か月、後3		
		出産	か月	9	2
		(左)	おおむね1か月以上	0	0
		疾病入院	の入院	9	2
		居宅療	疾病のためおおむね	0	0
		養常時臥床	1か月以上常時臥床	9	2
		·			

8	3
6	5
)
3	8
9	2
6	5
9	2
9	2
	3 9 6

- 1. 保護者それぞれの状況に応じ、上記のいずれに該当しているかを調べ、保育実施指数及び優先順位を把握する。
- 2. 複数の細目に該当する場合は、保育実施指数の高い方を採用する。
- 3. 保護者それぞれの保育実施指数を合算し、入所申込み家庭の「基本基準保育実施指数」とする。

(2) 特殊事情基準点数表

類型	項目		細目	保 第 適用 実 指数		優先順位
		ひとり親家庭		会津坂下町ひとり 親家庭医療費の助 成に関する条例 (平成12年条例第 15号)第2条第1 号に規定するるもり親家庭であるの	10	1
特殊事基(庭)	全体	経済的事由	生活保護世帯	生活保護法(昭和 25年法律第144号) による被保護世帯 のうち、保護者の 就労により自立が 見込まれる世帯に 属するもの	10	1
	況		非課税世帯	住民税非課税世帯 である場合	3	8
		育児休業中の	特例	育児休業取得時に 取得を必が発する 当該子どもの意場を 当環境がある意場なる 大変があるは ではなるは ではなるは ではなるは ではなるは ではなるは ではなるは ではなるは ではなる。 ではなるは ではなる。 ではなるは ではなる。 ではな。 ではなる。 ではな。 ではな。 ではな。 ではなる。 ではなる。 ではな。 でなな。 でなな。 でな。 でなな。 でな。 でな。 でな。	3	8

1					
			考慮する必要があ		
			る場合		
			火災、風・水害等		
	家庭の災害		で家屋が失われ復	10	1
			旧に当たる場合		
			虐待を受けるおそ		
			れがある状態その		
	虐待		他社会的養護が必	10	1
			要な状態であるも		
			の		
保			身体障害者手帳1		
育			~ 2 級、療育手帳		
を			A、精神障害保健		
必			福祉手帳1級、又		
要			は複数の手帳を合		
ح	- 1. P. 1		わせて所持する者		
す	重度障がい		及び同程度と判断	10	1
る			できるもの		
子			※ただし、入所に		
لنا			関しては、医師や		
ŧ			保健師等と協議の		
0			うえ決定する。		
状			重度障がいに該当		
況			しないもの又は同		
	障がい		程度と判断できる	8	3
			5 0		
			地域型保育事業に		
	保育状況	地域型保育事業等	よる保育を受けて	10	1
		の利用	いたものが、卒園		
I	I				

	i					
				後に特定教育・保		
				育施設を利用でき		
				ない場合		
			ばんげ保育所の利	ばんげ保育所に兄		
				弟姉妹が継続入所	10	1
			用	している場合		
				保護者が会津坂下		
	加			町立幼稚園又はば		
	算	<u> 1. ファバル</u> 1	₩E ₩÷	んげ保育所の嘱託	3	
	要	保育士及び幼 	作图教訓	職員として就労若	J	
	因			しくは内定してい		
				る場合		
				保護者以外の同居		
	3.4			親族その他の者が		
調整				何らかの事由によ		
基準				り十分保育できな		
本 毕				いと主張している	-2	
	減			もの (町において		
	算	同居者有	65歳未満	保育できると認定		
	要田田			された場合を除		
	因			< ₀)		
				保育可能な保護者		
				以外の同居親族そ	– 5	
				の他の者が同居し	— ე	
				ている場合		

- 1. 家庭全体の状況に応じ、上記のいずれに該当しているかを調べ、保育実施指数及び優先順位を把握する。
- 2. 該当する細目の保育実施指数を合算し、入所申込み家庭の「特殊事情基準保育実施指数」とする。
- 3. 「基本基準保育実施指数」と「特殊事情基準保育実施指数」を合

算し、入所申込み家庭の「全体保育実施指数」とする。

- 4. 調整基準に該当する家庭であるときは、その該当事項に対応する保育実施指数を把握し、「全体保育実施指数」に合算する。
- 5. 「全体保育実施指数」の高い方から順次保育の実施決定会議に提 出する名簿に登載する。
- 6. 「全体保育実施指数」の値が同じであるときは、特殊事情基準点数表中で該当する優先順位の高い細目の数が多い方から登載する。

別紙様式(第2条関係)

会津坂下町立ばんげ保育所調査票

基本基準保育実施指数

受付 番号	保護者 (1)			保護者 (2)				
対象の	(1)	() 45	対象の	(2)				\ п р
子ども		() 歳	子ども				()歳
対象の 子ども		() 歳	対象の 子ども				() 歳
類型		事項		保育実 施指数	保護者 (1)	保護者 (2)	合	計
		月 160 時間以上		8				
	安克 N 盐 兴	月 120 時間以上 160 時間未満		7				
	家庭外就労	月 80 時間以上 120	時間未満	6				
		月 64 時間以上 80 日	時間未満	5				
		月 160 時間以上		7				
		月 120 時間以上 160 時間未満		6				
	호호 라시 ^쓰	月 80 時間以上 120 時間未満		5				
	家庭内就労	月 64 時間以上 80 時間未満		4				
		農業従事者(専業)		6				
				5				
	その他	求職中		10				
				4				
		就学等		8				
基本基準 (保護者)		復職予定		10				
				5	•			
		重度障がい	***************************************	9	•			
		障がい		7				
		出産		9				
	保護者本人の	疾病入院		9				
	状況	常時臥床居		9				
		宅 精神結核		8				
		療 一般療養		6				***************************************
		その他		3				
		入院付添		9				
	病人の看護等	居宅内看護		6				
	がりハック国唆守	心身障害児者介護		9				
		ねたきり老人の介え	護	9				
基本基準保育実施指数(A) 合計								

特殊事情基準保育実施指数

類型	事項			家庭	備考
	ひとり親家庭				
	奴汝的事由	生活保護世帯	10		
	経済的事由	非課税世帯	3		
	育児休業中の特	- 寺例	3		
特殊事情	家庭の災害	10			
基準(家庭)	虐待	10			
	重度障がい	10			
	障がい	8			
	但 本 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	地域型保育事業等の利用	10		
	保育状況	ばんげ保育所の利用	10		
	保育士及び幼科	3			
調整基準	日民老女	GE 华土港	-2		
	同居者有	65 歳未満	-5		
特	殊事情基準	保育実施指数(B) 合語	+		

	T				
					印
		年	月	日	
	基本基準保育実施指数(A)		点		
	特殊事情基準保育実施指数(B)		点	優先順位 1位の数	
調査員判定	全体保育実施指数(A)+(B)		点	順位	位
- 神生貝刊足	【変 更】※朱書きで記入				印
		年	月	目	
	基本基準保育実施指数(A)		点		
	特殊事情基準保育実施指数(B)		点	優先順位 1 位の数	
	全体保育実施指数(A)+(B)		点	順位	位